

岐阜県公報

第千八百三十四号
平成十九年四月六日

(金曜日)

目次

告示

- 結核予防法に基づく医療機関の指定
- 結核予防法に基づく医療機関の指定辞退
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 可児都市計画道路事業の認可

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
- 市営土地改良事業の換地処分
- 土地改良区役員の退任

岐阜県告示第百八十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当する機関に指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五の規定により告示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関の名称	所在地	指定年月日
香 於 里 薬 局	山県市高富二一九〇一	平成一九・二・一
永 田 内 科	各務原市那加西野町二二九	同
アイセイ薬局滝呂店	多治見市滝呂町二丁目二四八 八五一	同
くりの木薬局	中津川市苗木字那木三七二〇一	同
竹 内 医 院	関市下之保二八二五番地	平成一九・三・一
ドリーム調剤薬局苗木店	中津川市苗木七四一九番地三	同

岐阜県告示第百八十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五の規定により告示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関の名称 所在地 辞退効力発生日

永田内科 各務原市那加西野町二二九 平成一八・一一・三〇

高山調剤センター名田町薬局 高山市名田町二丁目一一番地 同一九・一・三一

竹内医院 関市下之保二八二五番地 同 二・二八

ドリーム調剤薬局苗木店 中津川市苗木七四一九番地の三 同

岐阜県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 南濃 関ヶ原線		養老郡養老町沢田字井下官公有無番地先（五九九番三）から 大垣市上石津町牧田字二又三四五七番一地区先まで	前	六・五 三・五	二〇〇・〇	
			後	六・五 三・五	二〇〇・〇	

岐阜県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 池田橋線		揖斐郡揖斐川町上野字東広尾一九三九番一地区先地内	前	九・六 一・五	六六・六	
			後	一五・七 二・八		

岐阜県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日又は告示の年月日）

一般国道	三百三十三号	揖斐郡揖斐川町上南方字西村七〇〇番五地先から同郡同町同字同六九七番二地先まで	五・〇	平成一九・四・六	平成一九・一・三
------	--------	--	-----	----------	----------

岐阜県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
豊田線 多治見		多治見市笠原町二五九三番の二地先から同市滝呂町一四丁目一―番地先まで	前	九・〇 三・〇	一・四〇・〇	
		同市滝呂町一四丁目一―番地先まで	後	三・〇 六・〇		
		同市京町三丁目一―番地先から同市滝呂町一四丁目一―番地先まで	前A	六・五 三・〇		
		同市京町三丁目一―番地先まで	後A	六・五 三・〇		

A及びBに係る表示の図面を添付する。

同市同町一六丁目二番の一四四地先まで	B	三・〇 六・〇	七・三・〇
--------------------	---	------------	-------

岐阜県告示第二百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区域
新明	次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 不破郡関ヶ原町大字今須 字新明 一四三〇番一 一号 一四一四番一 六号 一四一九番 七号 字室谷 三七八〇番 二号、三号及び四号 三七七九番一 五号
市之倉11丁	次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 多治見市市之倉町 十二丁目 一四三番一 一号 一一一番 二号 一〇三番 三号 五四番 四号 三五番 五号 五八番 六号 六八番 七号及び八号 八〇番 十九号

<p>大新田 2</p> <p>字桜田 七六六八番 一号</p> <p>字大新田 七六七四番 二号</p> <p>六九四二番六 三号</p> <p>六九四二番一 四号</p> <p>六九一九番一 五号</p> <p>六九二二番一 六号</p>	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）</p> <p>中津川市付知町</p>
<p>目・12丁目</p> <p>八二番 二十号</p> <p>九一番 二十一号</p> <p>一〇八番一 二十二号</p> <p>三五番 九号</p> <p>四〇番 十号</p> <p>五四番 十一号</p> <p>五二番 十二号</p> <p>四三番 十三号</p> <p>五六番 十六号</p> <p>五九番 十七号</p> <p>七三番一 十八号</p> <p>八番 十四号</p> <p>二六番 十五号</p>	<p>十丁目</p> <p>十一丁目</p>

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 関係土木事務所及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

可児市

二 都市計画事業の種類及び名称
可児都市計画道路事業 三・四・九号 可児駅前線、三・五・十号 中恵土広見線

三 事業施行期間
平成十九年四月六日から
同 二十四年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分 岐阜県可児市下恵土字島畑並びに広見字学主地、字姫住、字幸室、及び字泳地内
使用の部分 なし

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年三月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあらいず和
- 三 代表者の氏名 鷲見 年代
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町小野六丁目八番地一〇
- 五 定款に記載された目的 この法人は、すべての子ども達とハンディキャップのある方に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条の規定により公示する。

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日	事業の種類	事業所番号
有限会社ケアサポート	岐阜県可児市清水ヶ丘二四一	ケアサポート福助	岐阜県可児市下恵土	平成一九・三・一	居宅介護 重度訪問介護	二二二二 三三三三 〇〇〇〇 一一五五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年四月六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ケンキー 関稲口店

関市稲口字巻町田六三番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

なお、その意見書は平成十九年四月六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ可児店

可児市今渡字池下一一七八番 一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高山市市営土地改良事業葛山地区の換地処分を平成十九年三月十六日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高山市営土地改良事業細越地区の換地処分を平成十九年三月十六日にした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	住所
白川町蘇原土地改良区	平成一九・三・三	理事	土井信夫	加茂郡白川町赤河	一二九〇番地

平成十九年四月六日印刷
平成十九年四月六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）